

平成 28 年度 第 3 回神守中学校地域学校協働本部実行委員会

平成 28 年 9 月 13 日・火 19:00～20:30

於 豆ボラ本部

<出席者> 校長・教頭・参与・相談役・コーディネーター・サブコーディネーター
図書実行委員、環境実行委員・広報（PC・チラシ）・PTA

<次第> 進行：山田教頭

1 開会の言葉

2 副本部長あいさつ

いつも見えないところで支援していただきありがとうございます。

3 校長あいさつ

学校祭のプログラムもできあがりしました。木・金で学校祭を終わらせたいと思いますが、天気が心配です。伝統の歌声が楽しみです。昨年度もとても感動し、上手だととても評判になりました。

4 協議事項

(1) 神守中学校地域学校協働本部規約案について ……資料 1

<15条>平成 28 年 7 月 1 日より施行 を追加

組織は幅広いメンバーの方がよいのではないか。→本部長と相談する
評議員、コミュニティ、PTA など

(2) 学校から

新たなニーズ…ドテラ・月テラは本当にありがたい

図書は、夏休みに開いてくれたので本好きにはありがたい
環境は、夏休みに学校でスプリンクラーなどで水やりをしたら
緑がきれいになった。（神守中 HP 参考）

神守中の教育課題

生徒はとてもまじめ。不登校も市の適応教室に通っている。
授業研究も進んでいる。10/31 に学校訪問がある。教師力を磨いて
いきたい。平和ボケをしてはいけないと気を付けている。学力も
上がってきている。貧困は不登校との相関はないようだ。（校長）
部活で夏休みの宿題の進捗をチェックしていた部活もある。（教頭）

5 連絡依頼事項

(1) 会計から

ボランティア保険の加入状況（延べ 43 名：平成 28. 9. 13 現在）

(2) 各支援の進捗状況について

学習支援

ドテラ（全20回）・・・案内配布 8/24
電話受付 9/12 10名（9/13現在）
スタート 10/8

月テラ（全10回）・・・案内配布 8/24
電話受付 9/21
スタート 10/24

ドテラ 600円/回 月テラ 300円/回
学ボラ派遣依頼⇒津島市学校支援本部より学ボラへ発信済
⇒8名ほど学ボラが来たいとの返事あり
学校祭でドテラ・月テラ生徒募集ポスター掲示する。

図書支援

本の貸出・管理（火・木）・・・9/8より
飾り付け・掲示物・・・活動終了後に
夏休みの貸出支援（11:30～12:00）・・・8/3 40人
8/24 10人（感想文提出済のため）
第2図書室の運営状況・・・調べ学習用に利用
本の移動なら図書ボラでお手伝いできる
10/6 10:00～ 本の整理
12/1 北名古屋市コーディネーター研修会として見学

環境支援

芝生の今後の管理
3月初めに土をおこす作業をしたい。
土を柔らかくして、はげているところを成長させたい。

生活安全支援

10/4 校内巡回&交流会 津島警察4名含め12名の予定（9/13現在）
風と土の会

不登校・外国籍の生徒支援・・・なし

不登校生徒の現状

学校行事支援

キャリア教育は是非おねがいしたい。

部活動支援

外部コーチ・・・保険加入依頼を確認

6 コーディネーターから

- ① ボランティアさんへ学校祭案内・ものづくり講座（10/18）案内発送・・・8月中旬
- ② 8/23 津島市地域コーディネーター研修会（チーフ・サブ）
- ③ 9/9 あま市シルバーカレッジ（梶村トータルコーディネーター・チーフ）
第9回思いをつなぐ ～子どもたちにできることとは～
- ④ 11/15 春日井市藤山台小連携室より講演依頼
(梶村トータルコーディネーター・チーフ)
- ⑤ 11/22 愛知県教育委員会主催 コーディネーター研修会（チーフ）
- ⑥ 12/1 北名古屋市コーディネーター研修会として図書ボラ見学・交流
- ⑦ 津島市学校支援本部から依頼・・・12月末まで未来塾（ドテラ）の報告書を提出

7 書記から

- ・HP担当
随時UP
- ・チラシ担当
依頼があれば

8 P T A担当から（PTA 会長）

10/20（木） PTA 主催秋の花植えに協力いただきたい。

9 他の地域団体との連携（「中学生ボラ」派遣団体から）

- ・神守校区コミュニティ・高台寺校区コミュニティ・蛭間地区コミュニティ
- ・神守地区自主防災会 ・神守保育園

中学生ボランティア依頼状況（9.13現在）

月	日	曜	行事名	主催団体	参加者数	活動内容
8	6	土	蛭間地区コミュニティ 盆踊り（午後）	蛭間地区コ ミュニティ	21	準備・運営手伝い
8	6	土	神守小校区防災訓練 （午前）	神守自主防 災会	31	運営支援

8	6	土	高台寺校区夏祭り (午後)	高台寺校区コ ミュニティ連 絡協議会	30	販売手伝い
8	21	日	宇治町自主防災訓練 9:00～	宇治町内会	5	準備・運営手伝い
10	22	土	神守保育園秋祭り	神守保育園		
11	6	日	誰でも体力測定	蛭間コミュニ ティ		

中学生ボランティア派遣依頼コミュニティ・団体代表から感想、意見
蛭間コミュニティから

第8回の開催となった盆踊り、生徒も参加してくれるので温かく迎えた。
ゴミ問題も今までであったが、今年は10時には終了できた。
若手がお手伝いしてくれる。
生徒さんも一生懸命手伝ってくれる。

津島市教育委員会 津島市学校支援本部から
学ボラ登録数 51名 (9/13 現在)

幼小中より依頼がある

12校で本部長・コーディネーターが誕生

天王中 10/22～土曜学習会開催

8/23 津島市コーディネーター研修会開催 (13:00～16:00)

本部長・コーディネーター 16名参加

10月に第2回目の研修を開催

その他

ボランティアさんに豆ボラが学校支援から地域協働本部に名称が変わった
ことを文書なので伝えて欲しい→ 本部長と相談する

実行委員会の今後の予定（以下の日程で）

月	第2火	実行委員会（豆ボラ神守主催）	地域教育協議会（津島市主催）
5	3 1 火	第1回実行委員会 19:00～ 済	
	3 1 金		第1回地域教育協議会 15:30～
		春ボランティアミーティング 開催せず	
7	1 2 火	第2回実行委員会 19:00～20:00 済	
9	1 3 火	第3回実行委員会 19:00～20:30 済	
		秋ボランティアミーティング	
1 1	8 火	第4回実行委員会 19:00～	
1	1 0 火	第5回実行委員会 19:00～	
3	1 4 火	第6回実行委員会 17:00～	
			第2回地域教育協議会 15:30～

神守中学校地域学校協働本部規約

資料 1

平成 28 年 7 月 1 日制定

〈目的〉

第 1 条

神守中学校地域学校協働本部は、学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目指し、学校の教育方針・目標に基づいた教育活動支援を行い、教育の充実を図ることを目的とする。

〈名称〉

第 2 条

本会は神守中学校地域学校協働本部（以下「地域学校協働本部」とする）と称する。

〈組織〉

第 3 条

地域学校協働本部は以下で構成する。

- 1 地域コーディネーター
- 2 神守中学校地域学校協働本部役員
- 3 学校支援ボランティア

〈地域学校協働本部事務局〉

第 4 条

地域学校協働本部事務局は、神守中学校内（津島市百島町観音坊 35-1）に置く。

〈役割〉

第 5 条

地域学校協働本部を構成するそれぞれの役割は以下の通りである。

1 地域コーディネーター

地域学校協働本部の中心的な役割を担い、ボランティア支援を求める学校と学校支援ボランティアの状況を踏まえ、適切な連携関係を構築しながら、総合的な連絡調整を図る。

2 地域学校協働本部役員

地域コーディネーターと連携し、学校の教育活動支援の取り組みに関する基本方針や、具体的な事業内容についての企画・立案・調整・評価・広報活動、学校支援ボランティアの人材バンク（大学生を除く）の作成を行う。

3 学校支援ボランティア

本事業の目的を理解、賛同し、学校支援ボランティア活動を行う。

〈選任〉

第6条

地域学校協働本部を構成するそれぞれの選任は以下の通りである。

- 1 地域コーディネーターは学校長の推薦に基づき、教育委員会が決定する。任期は1年(選任された日から当該年度末まで)更新制
- 2 地域学校協働本部事務局の役員は学校長の推薦により決定する。任期は1年(選任された日から当該年度末まで)更新制
- 3 学校支援ボランティアは地域住民(保護者・企業等を含む)の希望により地域学校協働本部ごとの登録制
有効期間は1年(登録日より当該年度末まで)更新制
- 4 大学生ボランティアは、津島市地域学校協働本部での登録制

〈地域学校協働本部事務局役員〉

第7条

地域学校協働本部事務局の役員は以下で構成する。

- 1 本部長・副本部長・書記・会計・各分野ごとの活動ボランティア責任者
- 2 地域コーディネーターは、事務局役員を兼任することが出来る。

〈事業〉

第8条

地域学校協働本部は津島市地域学校協働本部事業実施要綱に則り、第1条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 1 サポートスクールの支援活動
- 2 校内環境整備の支援活動
- 3 行事等の支援活動
- 4 その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

〈広報〉

第9条

学校・家庭・地域の協働を目指すことから活動状況及び取り組みについての成果は、地域住民・保護者に公表するよう努める。

〈定例会議〉

第10条

- 1 地域学校協働本部は、地域コーディネーター、協働本部役員、PTA会長、学校関係者(校長・教頭・担当教職員)と随時の実行委員会〈定例会議〉を開催し、活動の企画・立案・総括を行う。
- 2 地域学校協働本部は地域コーディネーター、協働本部役員、PTA会長、学校関係者と年1回の特別実行委員会を開催し、以下の事項を検討する。
 - ・事業報告
 - ・会計報告及び会計監査

- ・企画・立案・運営についての検討
- ・規約の制定・改正
- ・その他の重要事項

3 特別実行委員会に限り、全員の出席をもって開催し、承認・決定事項に関しては 3 分の 2 以上によって議決される。なお出席は文書をもって委任することができる。

〈会計〉

第 11 条

- 1 本会の経費は市の補助金及び寄付金をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌 3 月 31 日に終わる。

〈監査〉

第 12 条

- 1 本会には会計監査をおく。
- 2 監査は学校長の推薦により決定し、任期は 1 年(4 月から年度末まで)
- 3 会計監査は事務局役員を兼ねることはできない。

〈保険〉

第 13 条

本会活動中の事故に対しては、津島市社会福祉協議会のボランティア保険にて対応する。

- 1 大学生ボランティアの保険加入は、津島市地域学校協働本部で対応し、その他のボランティアについては、各校の地域学校協働本部で対応する。

〈遵守事項〉

第 14 条

- 1 本会は政治活動・宗教活動・営利目的の活動を行わず、またこれを利用しない。
- 2 生徒・その他関係者の個人情報保護に万全を期するものとし、事業の実施を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

【地域学校協働本部のねらいと目的】

1 教員の本来の教育活動への専念

- ①子どもと向き合う時間の確保
- ②授業準備の時間確保
- ③子どもが、経験豊富で多様な大人とふれあう機会が増大。→部活、学習、環境整備が充実
- ④多くの大人の見守りで、きめ細かな教育に！
- ⑤子どもの地域への理解やボランティアへの関心

2 地域住民の自己実現と生きがいづくり

- ①大人や団塊世代の経験を生かす場
- ②教育基本法「生涯学習の理念」に適合

【国民が人格を磨き、豊かな人生を送れるように、あらゆる機会と場所で学習でき、成果を生

【かすことができる社会の実現】

3 地域の教育力の育成

- ①健全育成、自然体験、社会のルールの働きかけを行うことで、教育力が高まり、地域の絆が深まり、地域が活性化する。

第15条 平成28年7月1日より施行